

労働安全衛生法

改正	昭和四七・六・八	法律第 五七号
改正	昭和五〇・五・一	法律第 二八号
改正	昭和五二・七・一	法律第 七六号
改正	昭和五五・六・二	法律第 七八号
改正	昭和五八・五・二五	法律第 五七号
改正	昭和六〇・六・八	法律第 五六号
改正	昭和六三・五・一七	法律第 三七号
改正	平成 四・五・二二	法律第 五五号
改正	平成 五・一・一二	法律第 八九号
改正	平成 五・一・一九	法律第 九二号
改正	平成 六・一・一一	法律第 九七号
改正	平成 八・六・一九	法律第 八九号
改正	平成一〇・九・三〇	法律第一一二号

目次

第一章	総則(第一条―第五条)
第二章	労働災害防止計画(第六条―第九 条)
第三章	安全衛生管理体制(第十条―第十 九条の三)
第四章	労働者の危険又は健康障害を防止 するための措置(第二十条―第三 十六条)
第五章	機械等及び有害物に関する規制
第一節	機械等に関する規制(第三十七 条―第五十四条の五)
第二節	有害物に関する規制(第五十五 条―第五十八条)
第六章	労働者の就業に当たつての措置(第 五十九条―第六十三条)
第七章	健康の保持増進のための措置(第 六十四条―第七十一条)
第七章の二	快適な職場環境の形成のため の措置(第七十一条の二―第七十 一条の四)
第八章	免許等(第七十二条―第七十七 条)

第九章 安全衛生改善計画等

第一節	安全衛生改善計画(第七十八 条―第八十条)
第二節	労働安全コンサルタント及び労 働衛生コンサルタント(第八十 一条―第八十七条)
第十章	監督等(第八十八条―第一百 零一条)
第十一章	雑則(第一百零一条―第一百 零五条)
第十二章	罰則(第一百零六条―第一百 一十二条)
附則	(昭五二法七六・昭六三法三七・平四 法五五・平八法八九・一部改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(平四法五五・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

三の二 化学物質 元素及び化合物をいう。

四 作業環境測定 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

(昭五〇法二八・昭五二法七六・平一〇法一一二・一部改正)

(事業者等の責務)

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造

し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生を防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

(昭五二法七六・平四法五五・一部改正)

第四条

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

(事業者に関する規定の適用)

第五条 二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行なわれる当該事

業の仕事を共同連帯して請け負った場合に
おいては、労働省令で定めるところにより、
そのうちの一人を代表者として定め、これ
を都道府県労働基準局長に届け出なければ
ならない。

2 前項の規定による届出がないときは、都
道府県労働基準局長が代表者を指名する。

3 前二項の代表者の変更は、都道府県労働
基準局長に届け出なければ、その効力を生
じない。

4 第一項に規定する場合には、当該
事業を同項又は第二項の代表者のみの事業
と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、
当該事業の仕事に従事する労働者を当該代
表者のみが使用する労働者とそれぞれみな
して、この法律を適用する。

第二章 労働災害防止計画

(労働災害防止計画の策定)

第六条 労働大臣は、中央労働基準審議会の
意見をきいて、労働災害の防止のための主
要な対策に関する事項その他労働災害の防

止に関し重要な事項を定めた計画(以下「労
働災害防止計画」という。)を策定しなけれ
ばならない。

(変更)

第七条 労働大臣は、労働災害の発生状況、
労働災害の防止に関する対策の効果等を考
慮して必要があると認めるときは、中央労
働基準審議会の意見をきいて、労働災害防
止計画を変更しなければならない。

(公表)

第八条 労働大臣は、労働災害防止計画を策
定したときは、遅滞なく、これを公表しな
ければならない。これを変更したときも、
同様とする。

(勧告等)

第九条 労働大臣は、労働災害防止計画の的
確かつ円滑な実施のため必要があると認め
るときは、事業者、事業者の団体その他の
関係者に対し、労働災害の防止に関する事
項について必要な勧告又は要請をすること

ができる。

第三章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第十条 事業者は、政令で定める規模の事業
場ごとに、労働省令で定めるところにより、
総括安全衛生管理者を選任し、その者に安
全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二
第二項の規定により技術的事項を管理する
者の指揮をさせるとともに、次の業務を統
括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止する
ための措置に関すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の
実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進
のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対
策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害
を防止するため必要な業務で、労働省令
で定めるもの

2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 都道府県労働基準局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者を勧告することができる。

(昭五五法七八・昭六三法三七・一部改正)

(安全管理者)

第十一条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者

に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

(昭五二法七六・昭五五法七八・平五法八九・一部改正)

(衛生管理者)

第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働基準局長の免許を受けた者その他労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 前条第二項の規定は、衛生管理者について準用する。

(昭五二法七六・昭五五法七八・平五法八九・一部改正)

(安全衛生推進者等)

第十二条の二 事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、労働省令で定める規模のものごとに、労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者(第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当させなければならない。

(昭六三法三七・追加)

(産業医等)

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」

という。)を行わなければならない。
2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(平八法八九・一部改正)

第十三条の二 事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

(平八法八九・追加)

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の

労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう技能講習を修了した者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

(統括安全衛生責任者)

第十五条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「特定元方事業者」という。)は、

その労働者及びその請負人(元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。)の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

2 統括安全衛生責任者は、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統

括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の事項を統括管理させなければならぬ。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

4 第一項又は前項に定めるもののほか、第二十五条の二第一項に規定する仕事が数次の請負契約によつて行われる場合においては、第一項又は前項の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者は、統括安全衛生責任者に第三十条の二第五項において準用する第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の措置を統括管理させなければならない。

5 第十条第三項の規定は、統括安全衛生責任者の業務の執行について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは、「当該統括安全衛生責任者を選任した事業者」と読み替えるものとする。

(昭五二法七六・昭五五法七八・一部

(改正)

(元方安全衛生管理者)

第十五条の二 前条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業その他政令で定める業種に属する事業を行うものは、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、元方安全衛生管理者を選任し、その者に第三十条第一項各号の事項のうち技術的事項を管理させなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、元方安全衛生管理者について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは、「当該元方安全衛生管理者を選任した事業者」と読み替えるものとする。

(昭五五法七八・追加、平五法八九・一部改正)

(店社安全衛生管理者)

第十五条の三 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働

者が一の場所(これらの労働者の数が労働省令で定める数未満である場所及び第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。)において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他労働省令で定める事項を行わせなければならない。

2 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が労働省令で定める数以上であるとき(第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。)は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の

仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他労働省令で定める事項を行わせなければならぬ。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定は適用しない。

(平四法五五・追加)

(安全衛生責任者)

第十六条 第十五条第一項又は第三項の場合において、これらの規定により統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生

責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他の労働省令で定める事項を行わせなければならない。

2 前項の規定により安全衛生責任者を選任した請負人は、同項の事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

(昭五五法七八・一部改正)

(安全委員会)

第十七条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

2 安全委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員(以下「第一号の委員」という。)は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 安全管理者のうちから事業者が指名した者

三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。

4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

(衛生委員会)

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。
- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

(昭五〇法二八・昭六三法三七・一部改正)

(安全衛生委員会)

第十九条 事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置

することができる。

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

五 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。

4 第十七条第三項から第五項までの規定は、

安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十九条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

(昭五〇法二八・昭六三法三七・一部改正)

(安全管理者等に対する教育等)

第十九条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(昭六三法三七・追加)

(国の援助)

第十九条の三 国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

(平八法八九・追加)

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(事業者の講ずべき措置等)

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床

面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第二十四条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の二 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 労働者の救護に関し必要な機械等の備

付け及び管理を行うこと。

二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。
(昭五五法七八・追加)

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
(昭五五法七八・一部改正)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働

者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

2 前項の労働省令を定めるに当たつては、公害(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第三項に規定する公害をいう。)その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。
(昭五五法七八・平五法九二・一部改正)

(技術上の指針等の公表等)

第二十八条 労働大臣は、第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

2 労働大臣は、前項の技術上の指針を定めるに当たつては、中高年齢者に関して、特に配慮するものとする。

3 労働大臣は、次の化学物質で労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を

防止するための指針を公表するものとする。
一 第五十七条の二第四項の規定による勸告又は第五十七条の三第一項の規定による指示に係る化学物質

二 前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの

4 労働大臣は、第一項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に関する必要な指導等を行うことができる。

(昭五二法七六・昭五五法七八・昭六三法三七・平四法五五・一部改正)

(元方事業者の講ずべき措置等)

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(平四法五五・追加)

(特定元方事業者等の講ずべき措置)
第三十条 特定元方事業者は、その労働者及

び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
三 作業場所を巡視すること。

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

2 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項
特定事業の仕事の発注者(注文者のうち、

その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。)で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を上以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負った者で、特定元方事業者以外のもので、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合にお

いては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

(昭五五法七八・平四法五五・一部改正)

第三十条の二 第二十五条の二第一項に規定する仕事が数次の請負契約によつて行われる場合(第四項の場合を除く。)においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

2 前条第二項の規定は、第二十五条の二第一項に規定する仕事の発注者について準用する。この場合において、前条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項に規定する措置」とあるのは「第二十五条の二第一項各号の措置」と、「特定事業の仕事の全部」とある

のは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第二十五条の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

5 第二十五条の二第二項の規定は、第一項に規定する元方事業者及び前項の指名された事業者について準用する。この場合において、当該元方事業者及び当該指名された事業者並びに当該元方事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同条第二項の規定は、適用しない。

(昭五五法七八・追加)

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の三において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

(平四法五五・一部改正)

第三十一条の二 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で労働省令で定めるものに係

る作業(以下この条において「特定作業」という。)を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負つた者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により同項に規定する措置を講ずべき者がいないときは、当該場所において行われる特定作業に係る仕事の全部を請負人に請け負わせている建設業に属する事業の元方事業者又は第三十条第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者で建設業に属する事業を行うものは、前項に規定する措置を講ずる者を指名する等当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な配慮をしなければならない。

(平四法五五・追加)

(違法な指示の禁止)

第三十一条の三 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

(平四法五五・追加)

(請負人の講ずべき措置等)

第三十二条 第三十条第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

2 第三十条の二第一項又は第四項の場合において、第二十五条の二第一項各号の措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、第三十条の二第一項又は第四項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

3 第三十一条第一項の場合において、当該

建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならぬ。

4 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項又は第三十一条第一項の場合において、労働者は、これらの規定又は前三項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

5 第一項から第三項までの請負人及び前項の労働者は、第三十条第一項の特定元方事業者等、第三十一条第一項の注文者又は第一項から第三項までの請負人が第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項又は第一項から第三項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(昭五五法七八・平四法五五・一部改正)

(機械等貸与者等の講ずべき措置等)

第三十三条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、労働省令で定めるもの(以下「機械等貸与者」という。)は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

(建築物貸与者の講ずべき措置)

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者(以下「建築物貸与者」という。)は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による

労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

(重量表示)

第三十五条 一の貨物で、重量が一トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

(労働省令への委任)

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第四項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない

らない事項は、労働省令で定める。

(昭五五法七八・一部改正)

第五章 機械等及び有害物に関する規

制

第一節 機械等に関する規制

(製造の許可)

第三十七条 ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、政令で定めるもの(以下「特定機械等」という。)を製造しようとする者は、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働基準局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(製造時等検査等)

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは

輸入した者、特定機械等で労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項(以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。)について、都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 製造時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者(以下「製造時等検査代行機関」という。)の検査を受けた場合

二 輸入された特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項(次項において「輸入時等検査対象機械等」という。)について、当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場

合には、外国において特定機械等を製造した者は、労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら都道府県労働基準局長又は製造時等検査代行機関の検査(製造時等検査代行機関の検査にあつては、輸入時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものに係る検査に限る。)を受けすることができる。

一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者(以下この号において単に「他者」という。)である場合において、当該製造した者が当該他者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

3 特定機械等(移動式のものを除く。)を設置した者、特定機械等の労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検

査を受けなければならない。

(昭五八法五七・平四法五五・平六法
九七・一部改正)

(検査証の交付等)

第三十九条 都道府県労働基準局長又は製造
時等検査代行機関は、前条第一項又は第二
項の検査(以下「製造時等検査」という。)に
合格した移動式の特定機械等について、
労働省令で定めるところにより、検査証を
交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第三項の検査
で、特定機械等の設置に係るものに合格し
た特定機械等について、労働省令で定める
ところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第三項の検査
で、特定機械等の部分の変更又は再使用に
係るものに合格した特定機械等について、
労働省令で定めるところにより、当該特定
機械等の検査証に、裏書を行う。

(昭五八法五七・平四法五五・一部改
正)

(使用等の制限)

第四十条 前条第一項又は第二項の検査証
(以下「検査証」という。)を受けていない
特定機械等(第三十八条第三項の規定によ
り部分の変更又は再使用に係る検査を受け
なければならぬ特定機械等で、前条第三
項の裏書を受けていないものを含む。)は、
使用してはならない。

2 検査証を受けた特定機械等は、検査証と
ともにするのでなければ、譲渡し、又は貸
与してはならない。
(昭五八法五七・一部改正)

(検査証の有効期間等)

第四十一条 検査証の有効期間(次項の規定
により検査証の有効期間が更新されたとき
にあつては、当該更新された検査証の有効
期間)は、特定機械等の種類に応じて、労
働省令で定める期間とする。

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする
者は、労働省令で定めるところにより、
当該特定機械等及びこれに係る労働省令で
定める事項について、労働基準監督署長又

は労働大臣の指定する者(以下「性能検査
代行機関」という。)が行う性能検査を受け
なければならない。
(平四法五五・一部改正)

(譲渡等の制限等)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、危
険若しくは有害な作業を必要とするもの、
危険な場所において使用するもの又は危険
若しくは健康障害を防止するため使用する
もののうち、政令で定めるものは、労働大
臣が定める規格又は安全装置を具備しな
ければ、譲渡し、貸与し、又は設置しては
ならない。
(昭六三法三七・一部改正)

第四十三条 動力により駆動される機械等で、
作動部分上の突起物又は動力伝導部分若し
くは調速部分に労働省令で定める防護のた
めの措置が施されていないものは、譲渡し、
貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展
示してはならない。

第四十三条の二 労働大臣又は都道府県労働

基準局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 次条第五項の規定に違反して、同条第四項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

二 第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の労働大臣が定める規格又は安全装置（第四号において「規格等」という。）を具備していないもの

三 第四十四条の二第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

四 次条第一項の機械等及び第四十四条の

二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

（昭六三法三七・追加）

（個別検定）

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、その構造、性能等を考慮して政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働大臣の指定する者（以下「個別検定代行機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者（以下この項において「外国製造者」という。）以外の者（以下この項において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、労働省令で定めるところにより、自ら労働大臣、都道

府労働基準局長又は個別検定代行機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関は、前二項の検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

4 個別検定を受けた者は、当該個別検定に合格した機械等に、労働省令で定めるところにより、当該個別検定に合格した旨の表示を付さなければならない。

5 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

（昭五二法七六・昭五八法五七・一部改正）

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は労働大臣の指定する者(以下「型式検定代行機関」という。)が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において同項本文の機械等を製造した者(以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。)は、労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら労働大臣又は型式検定代行機関が行う検定を受けることができる。

一 当該機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該機械等を輸入した者が外国製造者以外の者(以下この号において単に「他の者」という。)である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないとき。

3 労働大臣又は型式検定代行機関は、前二項の検定(以下「型式検定」という。)を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

4 労働大臣又は型式検定代行機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

5 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、当該機械等に、労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者

(当該型式検定を受けた者以外の者に限る。)についても、同様とする。

6 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

7 第一項本文の機械等で、第五項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

(昭五二法七六・追加、昭五八法五七・一部改正)

(型式検定合格証の有効期間等)

第四十四条の三 型式検定合格証の有効期間(次項の規定により型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された型式検定合格証の有効期間)は、前条第一項本文の機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、型式検定を受けなければならない。

(昭五二法七六・追加、昭五八法五七・一部改正)

(型式検定合格証の失効)

第四十四条の四 労働大臣は、次の各号のい

ずれかに該当する場合には、当該各号の機械等に係る型式検定合格証(第二号にあつては、当該外国製造者が受けた型式検定合格証)の効力を失わせることができる。

一 型式検定に合格した型式の機械等の構造又は当該機械等を製造し、若しくは検査する設備等が第四十四条の二第三項の労働省令で定める基準に適合していないと認められるとき。

二 型式検定を受けた外国製造者が、当該型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等で本邦に輸入されたものに、第四十四条の二第五項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

三 労働大臣が型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認め、その職員をして当該型式検定を受けた外国製造者の事業場又は当該型式検定に

係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所において、関係者に質問をさせ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき。
(昭五八法五七・追加)

(定期自主検査)

第四十五条 事業者は、ボイラーその他の機

械等で、政令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておくなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、その使用する労働者で労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当

該機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)に実施させなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。
(昭五二法七六・一部改正)

(製造時等検査代行機関の指定)

第四十六条 第三十八条第一項第一号の規定

による指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)は、労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第五十三条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行なう役員のうち
に第一号に該当する者があるもの

3 労働大臣は、第一項の申請が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(昭五二法七六・平四法五五・平六法九七・一部改正)

(製造時等検査の義務等)

第四十七条 製造時等検査代行機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。

2 製造時等検査代行機関は、製造時等検査を行うときは、労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

(平四法五五・一部改正)

(業務規程)

第四十八条 製造時等検査代行機関は、製造時等検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が製造時等検査の公正な実施上不相当となつたと認めるときは、これを変更すべきことを命ずることができる。

(平四法五五・一部改正)

(業務の休廃止)

第四十九条 製造時等検査代行機関は、労働大臣の許可を受けなければ、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(平四法五五・一部改正)

(事業報告)

第五十条 製造時等検査代行機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(平四法五五・一部改正)

(検査員の選任及び解任)

第五十一条 第四十七条第二項の規定により製造時等検査を実施する者(以下「検査員」という。)の選任は、労働大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 労働大臣は、検査員がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は業務規程に違反したときその他その職務を行うのに適当でないとき認めるときは、その製造時等検査代行機関に対し、その検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(平四法五五・一部改正)

(役員及び職員の状態)

第五十二条 製造時等検査代行機関の役員又は職員で、製造時等検査の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)

その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(平四法五五・一部改正)

(指定の取消し等)

第五十三条 労働大臣は、製造時等検査代行機関が第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、製造時等検査代行機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとができる。

一 第四十六条第三項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第四十七条、第四十九条又は第五十条の規定に違反したとき。

三 第四十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで製造時等検査を行ったとき。

四 第四十八条第三項又は第五十一条第二

項の規定による命令に違反したとき。

五 第一百条第一項の条件に違反したとき。

(平四法五五・一部改正)

(性能検査代行機関)

第五十三条の二 第四十六条から前条までの規定は、性能検査代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「同項の性能検査(以下「性能検査」という。）」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに前条第二項中「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と読み替えるものとする。

(平四法五五・追加、平六法九七・一部改正)

(個別検定代行機関)

第五十四条 第四十六条から第五十三条までの規定は、個別検定代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第一

項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「製造時等検査」とあるのは「個別検定」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替えるものとする。

(昭五二法七六・平四法五五・平六法九七・一部改正)

(型式検定代行機関)

第五十四条の二 第四十四条の二第一項の規定による指定は、労働省令で定める区分ごとに全国を通じて一を限り、型式検定を行うおうとする者の申請により行う。

2 第四十六条第二項及び第三項並びに第四十七条から第五十三条までの規定は、型式検定代行機関に関して準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第四十四条の二第一項の規定による指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。）」

と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十四条の第二項」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「製造時等検査」とあるのは「型式検定」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替えるものとする。

(昭五二法七六・追加、平四法五五・一部改正)

(検査業者)

第五十四条の三 検査業者になろうとする者は、労働省令で定めるところにより、労働省又は都道府県労働基準局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の五第二項の規

定による命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第五十四条の五第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち

第一号に該当する者があるもの

3 第一項の登録は、検査業者になろうとする者の申請により行う。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の申請が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の登録をしてはならない。

5 事業者その他の関係者は、検査業者名簿の閲覧を求めることができる。

(昭五二法七六・追加)

第五十四条の四 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

(昭五二法七六・追加)

第五十四条の五 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査業者が第五十四条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十四条の三第四項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。

二 前条の規定に違反したとき。

三 第一百条第一項の条件に違反したとき。

(昭五二法七六・追加)

第二節 有害物に関する規制

(製造等の禁止)

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジン、ベ

ンジンを含有する製剤その他の労働者に
重度の健康障害を生ずる物で、政令で定め
るものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供
し、又は使用してはならない。ただし、試
験研究のため製造し、輸入し、又は使用す
る場合で、政令で定める要件に該当すると
きは、この限りでない。

(製造の許可)

第五十六条 ジクロルベンジジン、ジクロル
ベンジジンを含有する製剤その他の労働者
に重度の健康障害を生ずるおそれのある物
で、政令で定めるものを製造しようとする
者は、労働省令で定めるところにより、あ
らかじめ、労働大臣の許可を受けなければ
ならない。

2 労働大臣は、前項の許可の申請があつた
場合には、その申請を審査し、製造設備、
作業方法等が労働大臣の定める基準に適合
していると認めるときでなければ、同項の
許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者(以下「製造者」
という。)は、その製造設備を、前項の基準

に適合するように維持しなければならない。
4 製造者は、第二項の基準に適合する作業
方法に従つて第一項の物を製造しなければ
ならない。

5 労働大臣は、製造者の製造設備又は作業
方法が第二項の基準に適合していないと認
めるときは、当該基準に適合するように製
造設備を修理し、改造し、若しくは移転し、
又は当該基準に適合する作業方法に従つて
第一項の物を製造すべきことを命ずること
ができる。

6 労働大臣は、製造者がこの法律若しくは
これに基づく命令の規定又はこれらの規定
に基づく処分に違反したときは、第一項の
許可を取り消すことができる。

(表示等)

第五十七条 ベンゼン、ベンゼンを含有する
製剤その他の労働者に健康障害を生ずるお
それのある物で政令で定めるもの又は前条
第一項の物を容器に入れ、又は包装して、
譲渡し、又は提供する者は、労働省令で定
めるところにより、その容器又は包装(容

器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は
提供するときにあつては、その容器)に次
の事項を表示しなければならない。ただし、
その容器又は包装のうち、主として一般消
費者の生活の用に供するためのものについ
ては、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 労働省令で定める物にあつては、人体
に及ぼす作用

四 労働省令で定める物にあつては、貯蔵
又は取扱い上の注意

五 前各号に掲げるもののほか、労働省令
で定める事項

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の
物を前項に規定する方法以外の方法により
譲渡し、又は提供する者は、労働省令で定
めるところにより、同項各号の事項を記載
した文書を、譲渡し、又は提供する相手方
に交付しなければならない。

(昭五二法七六・一部改正)

(化学物質の有害性の調査)

第五十七条の二 化学物質による労働者の健康

障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質（第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む。）以外の化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、労働省令で定めるところにより、労働大臣の定める基準に従つて有害性の調査（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ。）を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該新規化学物質に関し、労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱の方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の労働大臣の確認を受けたとき。
- 二 当該新規化学物質に関し、労働省令で

定めるところにより、既に得られている知見等に基づき労働省令で定める有害性がなく旨の労働大臣の確認を受けたとき。

- 三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。
- 四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、労働省令で定めるとき。
- 五 有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 六 労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（同項第二号の規定による確認をした場合を含む。）には、労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。
- 七 労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学

物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 八 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

（昭五二法七六・追加、昭六三法三七・一部改正）

第五十七条の三 労働大臣は、化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものについて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、当該化学物質を製造し、輸入し、又は使用している事業者その他労働省令で定める事業者に対し、政令で定める有害性の調査（当該化学物質が労働

者の健康障害に及ぼす影響についての調査をいう。)を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、化学物質についての有害性の調査に関する技術水準、調査を実施する機関の整備状況、当該事業者の調査の能力等を総合的に考慮し、労働大臣の定める基準に従って行うものとする。

3 労働大臣は、第一項の規定による指示を行おうとするときは、あらかじめ、労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

5 第三項の規定により第一項の規定による指示について意見を求められた学識経験者は、当該指示に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

(昭五二法七六・追加)

(国の援助等)

第五十七条の四 国は、前二条の規定による有害性の調査の適切な実施に資するため、化学物質について、有害性の調査を実施する施設の整備、資料の提供その他必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるものとする。

(昭五二法七六・追加)

(事業者の行うべき調査等)

第五十八条 事業者は、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、これらの物による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(昭五二法七六・一部改正)

第六章 労働者の就業に当たつての措置

(安全衛生教育)

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

第六十条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、労働省令で定めるところにより、安全

又は衛生のための教育を行わなければならない。

一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。

二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、労働省令で定めるもの

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(昭六三法三七・追加)

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう当該業務に係る技能講習を修了した者その他労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務につかせるはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項(同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、そ

の必要の限度で、前三項の規定について、労働省令で別段の定めをすることができる。

(昭六〇法五六・一部改正)

(中高年齢者等についての配慮)

第六十二条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

(国の援助)

第六十三条 国は、事業者が行なう安全又は衛生のための教育の効果的実施を図るため、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めるものとする。

第七章 健康の保持増進のための措置
(昭六三法三七・改称)

第六十四条 削除

(平四法五五)

(作業環境測定)

第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該作業環境測定指針に関し必要な指導等を行うことができる。

5 都道府県労働基準局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要がある

ると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

(昭五〇法二八・昭五二法七六・昭六三法三七・一部改正)

(作業環境測定の結果の評価等)

第六十五条の二 事業者は、前条第一項又は

第五項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の評価を行うに当たっては、労働省令で定めるところにより、労働大臣の定める作業環境評価基準に従って行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行ったときは、労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならない。

(昭六三法三七・追加)

(作業の管理)

第六十五条の三 事業者は、労働者の健康に

配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

(昭六三法三七・追加)

(作業時間の制限)

第六十五条の四 事業者は、潜水業務その他

の健康障害を生ずるおそれのある業務で、労働省令で定めるものに従事させる労働者については、労働省令で定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。

(昭六三法三七・追加)

(健康診断)

第六十六条 事業者は、労働者に対し、労働

省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、労働省令で

- 定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。
- 3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 都道府県労働基準局長は、労働者の健康を保持するため必要があるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。
- 5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限

- りでない。
- 6 事業者は、労働省令で定めるところにより、第一項から第四項まで及び前項ただし書の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。
- (昭五二法七六・平八法八九・一部改正)
- (健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)
- 第六十六条の二 事業者は、前条第一項から第四項まで又は第五項ただし書の規定による健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。
- (平八法八九・追加)
- (健康診断実施後の措置)
- 第六十六条の三 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その

- 必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。
- (平八法八九・追加)
- (一般健康診断の結果の通知)
- 第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項の規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
- (平八法八九・追加)

(保健指導等)

第六十六条の五 事業者は、第六十六条第一

項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、保健婦又は保健士による保健指導を行うように努めなければならない。

2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

(平八法八九・追加)

(健康管理手帳)

第六十七条 都道府県労働基準局長は、がん

その他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者について

は、この限りでない。

2 政府は、健康管理手帳を所持している者に対する健康診断に関し、労働省令で定めるところにより、必要な措置を行なう。

3 健康管理手帳の交付を受けた者は、当該健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項は、労働省令で定める。
(昭五二法七六・一部改正)

(患者の就業禁止)

第六十八条 事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、労働省令で定めるものにかかった労働者については、労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

(健康教育等)

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

い。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。
(昭六三法三七・全改)

(体育活動等についての便宜供与等)

第七十条 事業者は、前条第一項に定めるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(昭六三法三七・一部改正)

(健康の保持増進のための指針の公表等)

第七十条の二 労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(昭六三法三七・追加)

(国の援助)

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進

に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

(昭六三法三七・全改)

第七章の二 快適な職場環境の形成の

ための措置

(平四法五五・追加)

(事業者の講ずる措置)

第七十一条の二 事業者は、事業場における

安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、

快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

二 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置

三 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

四 前三号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

(平四法五五・追加)

(快適な職場環境の形成のための指針の公表等)

第七十一条の三 労働大臣は、前条の事業者

が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(平四法五五・追加)

(国の援助)

第七十一条の四 国は、事業者が講ずる快適

な職場環境を形成するための措置の適切かつ有効な実施に資するため、金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めるものとする。

(平四法五五・追加)

第八章 免許等

(免許)

第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は

第六十一条第一項の免許(以下「免許」という。)は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者その他労働省令で定める資格を有する者に対し、労働省令で定めるところにより、免許証を交付して行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、免許を受けることができない。

一 身体又は精神の欠陥により免許に係る業務につくことが不相当であると認められる者

二 第七十四条第二項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者

三 前二号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、労働省令で定める者

(昭六三法三七・一部改正)

第七十三条 免許には、労働省令で定めるところにより、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働基準局長は、免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、当該免許を受けた者が労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

(昭六三法三七・一部改正)

(免許の取消し等)

第七十四条 都道府県労働基準局長は、免許を受けた者が第七十二条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、免許を受けた

者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

三 第一百条第一項の条件に違反したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じて、労働省令で定めるとき。

(免許試験)

第七十五条 免許試験は、労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働基準局長が行なう。

2 前項の免許試験(以下「免許試験」という。)は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行ふ。

3 都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長

の指定する者が行なう教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続その他免許試験の実施について必要な事項は、労働省令で定める。

(指定試験機関の指定)

第七十五条の二 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に前条第一項の規定により都道府県労働基準局長が行う免許試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定(以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。)は、試験事務を行おうとする者の申請により行ふ。

3 都道府県労働基準局長は、第一項の規定

により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

(昭五二法七六・追加)

(指定の基準)

第七十五条の三 労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(昭五二法七六・追加)

(役員を選任及び解任)

第七十五条の四 指定試験機関の役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

ば、その効力を生じない。

2 労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)若しくは第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(昭五二法七六・追加)

(免許試験員)

第七十五条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、免許試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、免許試験員を選任しようとするときは、労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣にその旨を届け出なければならない。

い。免許試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 労働大臣は、免許試験員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。

(昭五二法七六・追加)

(試験事務規程)

第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上

不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(昭五二法七六・追加)

(事業計画の認可等)

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(昭五二法七六・追加)

(秘密保持義務等)

第七十五条の八 指定試験機関の役員若しくは職員（免許試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得

た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（免許試験員を含む。）は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(昭五二法七六・追加)

(監督命令)

第七十五条の九 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(昭五二法七六・追加)

(試験事務の休廃止)

第七十五条の十 指定試験機関は、労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(昭五二法七六・追加)

(指定の取消し等)

第七十五条の十一 労働大臣は、指定試験機関が第七十五条の三第二項第三号又は第五

号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十五条の三第二項第六号に該当するとき。

二 第七十五条の四第二項、第七十五条の五第四項、第七十五条の六第三項又は第七十五条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第七十五条の五第一項から第三項まで、第七十五条の七又は前条の規定に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 第一百条第一項の条件に違反したとき。
(昭五二法七六・追加)

(都道府県労働基準局長による免許試験の実

施)

第七十五条の十二 都道府県労働基準局長は、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働基準局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により労働大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、労働省令で定める。
(昭五二法七六・追加)

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、労働省令で定める区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行なう。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格、講習科目及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、労働省令で定める。

(指定教習機関)

第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による指定(第一百十二条第一項第十二号において「指定」という。)は、労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は第七十五条第三項の教習(以下「教習」という。)を行おうとする者の申請により行なう。

2 第四十六条第二項及び第三項、第四十八条、第五十条、第五十二条並びに第五十三

条の規定は、技能講習又は教習を行う者(第九十六条第三項及び第一百二十二条第一項第二号において「指定教習機関」という。)に関して準用する。この場合において、第四十六條第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)」と、同條第三項、第四十八條第一項及び第三項、第五十条並びに第五十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県労働基準局長」と、第四十六條第三項中「第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第四十八條第一項及び第三項、第五十二条並びに第五十三条第二項第三号中「製造時等検査」とあるのは「第十四條若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習」と、同項各号列記以外の部分中「製造時等検査」とあるのは「第十四條若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習」と、同項第二号中「第四十七條、第四十九條又は第五十条」とあるのは「第五十条」と、同項第四号中「第四十八條第三項又は

第五十一条第二項」とあるのは「第四十八條第三項」と読み替えるものとする。

(昭五二法七六・昭五八法五七・平四
法五五・一部改正)

第九章 安全衛生改善計画等

第一節 安全衛生改善計画

(安全衛生改善計画の作成の指示等)

第七十八条 都道府県労働基準局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画(以下「安全衛生改善計画」という。)を作成すべきことを指示することができる。

2 事業者は、安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働

者の過半数を代表する者の意見をきかなければならない。

(安全衛生改善計画の遵守)

第七十九条 前条第一項の事業者及びその労働者は、安全衛生改善計画を守らなければならない。

(安全衛生診断)

第八十条 都道府県労働基準局長は、第七十八条第一項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とするとき認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見をきくべきことを勧奨することができる。

第二節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント

(業務)

第八十一条 労働安全コンサルタントは、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

(労働安全コンサルタント試験)

第八十二条 労働安全コンサルタント試験は、労働大臣が行なう。

2 労働安全コンサルタント試験は、労働省令で定める区分ごとに、筆記試験及び口述試験によつて行なう。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるもの

4 労働大臣は、労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。

(労働衛生コンサルタント試験)

第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、労働大臣が行なう。

2 前条第二項から第四項までの規定は、労働衛生コンサルタント試験について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「安全」とあるのは、「衛生」と読み替えるものとする。

労働衛生コンサルタント試験について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「安全」とあるのは、「衛生」と読み替えるものとする。

(登録)

第八十四条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者
二 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
三 この法律及びこれに基づく命令以外の

法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 次条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(登録の取消し)

第八十五条 労働大臣は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント(以下「コンサルタント」という。)が前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 労働大臣は、コンサルタントが次条の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

(義務)

第八十六条 コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはな

らない。

2 コンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(日本労働安全衛生コンサルタント会)

第八十七条 コンサルタントは、全国を通じて一の日本労働安全衛生コンサルタント会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 日本労働安全衛生コンサルタント会は、コンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。

3 第一項の法人以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会の文字を用いてはならない。

(昭五二法七六・一部改正)

第十章 監督等

(計画の届出等)

第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日前三十日前までに、労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならぬ。ただし、仮設の建設物又は機械等で、労働省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者(同項の事業者を除く。)について準用する。

3 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、労働省令で定めるも

のを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の三十日前までに、労働省令で定めるところにより、労働大臣に届け出なければならない。

4 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の労働省令で定める仕事を除く。）で、労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

5 事業者は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る工事のうち労働省令で定める工事の計画、第三項の労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該仕事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

6 前三項の規定（前項の規定のうち、第一

項（第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

7 労働基準監督署長は第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による届出があつた場合において、労働大臣は第三項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

8 労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第三項又は第四項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注

者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

（昭五五法七八・昭六三法三七・一部改正）

（労働大臣の審査等）

第八十九条 労働大臣は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項又は第四項の規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 労働大臣は、前項の審査を行なうに当たっては、労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 労働大臣は、第一項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第二項の規定により第一項の計画に関し
てその意見を求められた学識経験者は、当
該計画に関して知り得た秘密を漏らしては
ならない。

(昭五五法七八・平四法五五・一部改
正)

(都道府県労働基準局長の審査等)

第八十九条の二 都道府県労働基準局長は、
第八十八条第一項(同条第二項において準
用する場合を含む。)又は第四項の規定によ
る届出があつた計画のうち、前条第一項の
高度の技術的検討を要するものに準ずるも
のとして当該計画に係る建設物若しくは機
械等又は仕事の規模その他の事項を勘案し
て労働省令で定めるものについて審査をす
ることができる。ただし、当該計画のうち、
当該審査と同等の技術的検討を行ったと認
められるものとして労働省令で定めるもの
については、当該審査を行わないものとす
る。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前
項の審査について準用する。

(平四法五五・追加)

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第九十条 労働基準監督署長及び労働基準監
督官は、労働省令で定めるところにより、
この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第九十一条 労働基準監督官は、この法律を
施行するため必要があると認めるときは、
事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、
書類その他の物件を検査し、若しくは作業
環境測定を行い、又は検査に必要な限度に
おいて無償で製品、原材料若しくは器具を
収去することができる。

2 医師である労働基準監督官は、第六十八
条の疾病にかかつた疑いのある労働者の検
診を行なうことができる。

3 前二項の場合において、労働基準監督官
は、その身分を示す証票を携帯し、関係者
に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、
犯罪捜査のために認められたものと解釈し

てはならない。

(昭五〇法二八・一部改正)

第九十二条 労働基準監督官は、この法律の
規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭
和二十三年法律第三十一号)の規定によ
る司法警察員の職務を行なう。

(産業安全専門官及び労働衛生専門官)

第九十三条 労働省、都道府県労働基準局及
び労働基準監督署に、産業安全専門官及び
労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の
許可、安全衛生改善計画及び届出に関する
事務並びに労働災害の原因の調査その他特
に専門的知識を必要とする事務で、安全に
係るものをつかさどるほか、事業者、労働
者その他の関係者に対し、労働者の危険を
防止するため必要な事項について指導及び
援助を行なう。

3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の
許可、第五十七条の二第四項の規定による
勧告、第五十七条の三第一項の規定による

指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 前三項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、労働省令で定める。

(昭五〇法二八・昭五二法七六・昭六三法三七・一部改正)

(産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限)

第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項又は第三項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な

限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(昭五〇法二八・昭六三法三七・一部改正)

(労働衛生指導医)

第九十五条 都道府県労働基準局に、労働衛生指導医を置く。

2 労働衛生指導医は、第六十五条第五項又は第六十六条第四項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。

3 労働衛生指導医は、労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。

4 労働衛生指導医は、非常勤とする。
(昭五〇法二八・一部改正)

(労働大臣等の権限)

第九十六条 労働大臣は、型式検定に合格し

た型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

2 労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿若しくは書類を検査させることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、製造時等検査代行機関、性能検査代行機関、個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、指定試験機関又は指定教習機関(以下「製造時等検査代行機関等」という。)の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、

又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県労働基準局長は、労働衛生指導医を前条第二項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

(昭五二法七六・昭五八法五七・平四法五五・一部改正)

(労働者の申告)

第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由

として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(使用停止命令等)

第九十八条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。

2 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。

3 労働基準監督官は、前二項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働基準局長又は労働

基準監督署長の権限を即時に行なうことができる。

4 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、請負契約によつて行われる仕事について第一項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該仕事の注文者（当該仕事の数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

(昭五五法七八・昭六三法三七・一部改正)

第九十九条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全

部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

(講習の指示)

第九十九条の二 都道府県労働基準局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者(次項において「労働災害防止業務従事者」という。)に都道府県労働基準局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受

けさせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習の科目その他第一項の講習について必要な事項は、労働省令で定める。

(平四法五五・追加)

第九十九条の三 都道府県労働基準局長は、

第六十一条第一項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働基準局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の講習について準用する。

(平四法五五・追加)

(報告等)

第一百条 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行す

るため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(昭五二法七六・平四法五五・一部改正)

第十一章 雑則

(法令の周知)

第一百一条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい

場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。

(ガス工作物等設置者の義務)

第二百二条 ガス工作物その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためとするべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。

(書類の保存等)

第二百三条 事業者は、労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第三項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 製造時等検査代行機関等は、労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿

を備え、これを保存しなければならない。

3 コンサルタントは、労働省令で定めるところにより、その業務に関する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(昭五二法七六・平四法五五・一部改正)
正)

(健康診断に関する秘密の保持)

第二百四条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(昭五二法七六・平四法五五・一部改正)
正)

第二百五条 削除

(平五法八九)

(国の援助)

第二百六条 国は、第十九条の三、第五十七条の四、第六十三条、第七十一条及び第七十

一条の四に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

(昭五二法七六・昭五五法七八・平四法五五・平八法八九・一部改正)

(労働大臣の援助)

第二百七条 労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

(昭六三法三七・平八法八九・一部改正)
正)

(研究開発の推進等)

第百八条 政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(疫学的調査等)

第百八条の二 労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との関係関係をは握するたため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査(以下この条において「疫学的調査等」という。)を行うことができる。

2 労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する事務の全部又は一部を、疫学的調査等について専門的知識を有する者に委託することができる。

3 労働大臣又は前項の規定による委託を受けた者は、疫学的調査等の実施に関し必要があると認めるときは、事業者、労働者その他の関係者に対し、質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる。

4 第二項の規定により労働大臣が委託した疫学的調査等の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

(昭五二法七六・追加)

(地方公共団体との連携)

第百九条 国は、労働災害の防止のための施策を進めるに当たつては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡し、その理解と協力を求めなければならない。

(許可等の条件)

第百十条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可、免許、指定又は登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許、指定又は登録を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつて

はならない。

(昭五二法七六・一部改正)

(不服申立て)

第百十一条 第三十八条の検査、性能検査、個別検定、型式検定又は免許試験の結果についての処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(免許試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為については、労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができない。

(昭五二法七六・一部改正)

(手数料)

第百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に納付しなければならない。

一 免許を受けようとする者

二 技能講習(指定教習機関が行うものを

- 除く。)を受けようとする者
- 三 第三十七条第一項の許可を受けようとする者
- 四 第三十八条の検査(製造時等検査代行機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 五 検査証の再交付又は書替え(製造時等検査代行機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 六 性能検査(性能検査代行機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 七 個別検定(個別検定代行機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 七の二 型式検定(型式検定代行機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 七の三 第五十四条の三第一項の登録を受けようとする者
- 八 第五十六条第一項の許可を受けようとする者
- 九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
- 十 免許の有効期間の更新を受けようとする者

- 十一 免許試験を受けようとする者
 - 十二 指定を受けようとする者
 - 十三 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
 - 十四 第八十四条第一項の登録を受けようとする者
- 2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。
(昭五二法七六・昭六三法三七・平四法五五・一部改正)
- (公示)
- 第一百二十二条の二** 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。
- 一 第三十八条第一項第一号、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第二項又は第七十五条の二第二項の規定による指定をしたとき。
 - 二 第四十四条の四の規定により型式検定合格証の効力を失わせたとき。
 - 三 第四十九条(第五十三条の二、第五十

- 四 第四十一条第二項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第七十五条の十の許可をしたとき。
 - 四 第五十三条第一項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第七十五条の十一第一項の規定による取消しをしたとき。
 - 五 第五十三条第二項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第七十五条の十一第二項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - 六 第七十五条の十二第一項の規定により都道府県労働基準局長が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働基準局長が自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。
- (昭五二法七六・追加、昭五八法五七・平四法五五・平六法九七・一部改正)

(経過措置)

第百十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(鉱山に関する特例)

第百十四条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安(衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。次条第一項において同じ。)については、第二章中「労働大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「中央労働基準審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に関しては、第三章中「総括安全衛生管理者」とあるのは「総括衛生管理者」と、「安全衛生推進者」とあるのは「衛生推進者」とする。

(昭六三法三七・一部改正)

(適用除外)

第百十五条 この法律(第二章の規定を除く。)は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

2 この法律は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員については、適用しない。

第十二章 罰則

第百十六条 第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(昭五二法七六・平四法五五・一部改正)
正)

第百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項又は第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(昭五二法七六・平四法五五・一部改正)
正)

第百十八条 第五十三条第二項(第五十三条の二、第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の五第二項又は第七十五条の十一第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(昭五二法七六・平四法五五・一部改正)
正)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第

一 項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百四十四条又は第八十条の二第四項の規定に違反した者

二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第七項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者

四 第六十一条第四項の規定に基づく労働省令に違反した者

(昭五〇法二八・昭五二法七六・昭五五法七八・昭五八法五七・昭六三法

三七・平四法五五・一部改正)

第二百二十条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第一項、第五十九条第一項、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで若しくは第六項、第六十六条の四、第八十七条第三項、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項から第五項まで、第一百一条又は第一百三十一条の規定に違反した

者

二 第十一条第二項（第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三 第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第一百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 第一百三十一条第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者

(昭五〇法二八・昭五二法七六・昭五
五法七八・昭五八法五七・平四法五
五・平八法八九・一部改正)

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当す
るときは、その違反行為をした製造時等検
査代行機関等の役員又は職員は、五十万円
以下の罰金に処する。

一 第四十九条(第五十三条の二、第五十
四条及び第五十四条の二第二項において
準用する場合を含む。)又は第七十五条の
十の許可を受けないで製造時等検査、性
能検査、個別検定、型式検定又は試験事
務の業務の全部を廃止したとき。

二 第九十六条第三項の規定による立入り
若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避し、又は質問に対して陳述をせず、若
しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第一百条第二項の規定による報告をせず、
若しくは虚偽の報告をしたとき。

四 第一百三十二条第二項の規定による帳簿の備
付け若しくは保存をせず、又は同項の帳
簿に虚偽の記載をしたとき。

(昭五二法七六・昭五八法五七・平四
法五五・一部改正)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しく
は人の代理人、使用人その他の従業者が、
その法人又は人の業務に関して、第一百六
条、第一百七十条、第一百九条又は第二百十
条の違反行為をしたときは、行為者を罰す
るほか、その法人又は人に対しても、各本
条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して
六月をこえない範囲内において政令で定め
る日から施行する。ただし、第八十条及び
第九章第二節の規定は昭和四十八年四月一
日から、附則第九条のうち労働省設置法(昭
和二十四年法律第六十二号)第十三条第
一項の表中央労働基準審議会の項の改正規
定中「労働基準法」の下に「及び労働安全
衛生法」を加える部分は公布の日から施行
する。

(昭和四七年政令第二五四号で昭和四
七年一〇月一日から施行。ただし、
第七十八条及び第七十九条の規定は
同年七月一日から施行)

**(第五十六条第一項の物の製造に関する経過
措置)**

第二条 この法律の施行の際現に第五十六条
第一項の物を製造している者については、
この法律の施行の日から起算して三月間は、
同項の規定は、適用しない。その期間内に
同項の許可を申請した場合において、その
申請について許可又は不許可の処分がある
までの間も、同様とする。

(処分等の効力の引き継ぎ)

第三条 この法律の施行前にこの法律による
改正前の労働基準法又は労働災害防止団体
等に関する法律(昭和三十九年法律第一百
八号)(これらに基づく命令を含む。)の規
定によりされた処分、手続その他の行為は、
この法律(これに基づく命令を含む。)の相
当規定によりされた処分、手続その他の行

為とみなす。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、

この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五〇年五月一日法律第二

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、第四条及び附則第四条のうち労働安全衛生法第六十五条の改正規定中同条に四項を加える部分は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する。

(昭和五一年政令第七一号で昭和五一年四月三〇日から施行)

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この

法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五二年七月一日法律第七

六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 略

二 第一条の規定(労働安全衛生法第四十条に三項を加える改正規定(同条第二項に係る部分に限る。)、同法第五十七条の次に三条を加える改正規定及び同法第九十三条第三項の改正規定に限る。)公布の日から起算して二年を超えない範囲内

において、各規定につき、政令で定める

日

(昭和五四年政令第一号で昭和五四年六月三〇日から施行)

(政令への委任)

第二条 次条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年六月二日法律第七

八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条第三項の次に一項を加える改

正規定(第二十五条の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分に限る。)、第二十五条の次に一条を加える改正規定(第二十五条の二第一項に係る部分に限る。)、第二十六条の改正規定、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の改正規定、第三十条の次に一条を加える改正規定(第三十条の二第一項から第四項までに係る部分に限る。)、第三十二条の改正規定、第三十六条の改正規定、第八十八条の改正規定(改正後の同条第五項に係る部分に限る。)、第九十八条第一項の改正規定、第一百九条第一号の改正規定(第十五条第一項若しくは第三項)を「第十五条第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分(第十五条第四項については、第二十五条の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分に限る。)、第三十二条第一項から第三項まで」を「第三十二条第一項から第四項まで」に改める部分及び「第一条」を「から第五項まで、第一百一条」に改める部分(改正後の第八十八条第五項に係

る部分に限る。)に限る。)、次条第一項の規定並びに附則第三条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(昭和五五年政令第二九六号で昭和五六年六月一日から施行)
二 第十条第一項の改正規定、第十一条第一項及び第十二条第一項の改正規定、第十五条第三項の次に一項を加える改正規定(第二十五条の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。)、第二十五条の次に一条を加える改正規定(第二十五条の二第二項に係る部分に限る。)、第三十条の次に一条を加える改正規定(第三十条の二第五項に係る部分に限る。)、第一百二十条第一号の改正規定(第十五条第一項若しくは第三項)を「第十五条第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分(第十五条第四項については、第二十五条の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。)、及び「第十八条第一項」の下に「、第二十五条の二第二項(第三十条の二第五項において準用する場合

を含む。)」を加える部分に限る。)並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
(昭和五五年政令第二九六号で昭和五七年六月一日から施行)

(経過措置)

第二条 改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。)第二十五条の二第一項に規定する仕事で、前条第一号に定める日前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、同項及び新法第三十条の二第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 新法第二十五条の二第一項に規定する仕事で、前条第二号に定める日前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、新法第二十五条の二第二項(新法第三十条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」

という。)前に改正前の労働安全衛生法第八十八條第三項の規定により計画の届出をした事業者に対する仕事の開始の差止め又は当該計画の変更の命令については、なお従前の例による。

- 2 新法第八十八條第三項の労働省令で定める仕事で、施行日から起算して、十四日を経過する日から三十日を経過する日までの間に開始しようとするものの計画の届出については、同項中「三十日」とあるのは「十四日」と、「労働大臣」とあるのは「労働基準監督署長」と、同条第七項中「労働大臣」とあるのは「労働基準監督署長」とする。
- 3 附則第一条第一号に定める日から起算して三月以内に開始される新法第八十八條第五項に規定する仕事の計画の作成については、同項の規定は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為及び前

条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に係る違反の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

附則(昭和五八年五月二五日法律第五七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和五八年政令第一六六号で昭和五八年八月一日から施行)

附則(昭和六〇年六月八日法律第五六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則(昭和六三年五月一七日法律第三七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第十二條の次に一條を加える改正規定、第八十八條第五項及

び第六項の改正規定、第七七條の改正規定、百十四條第二項の改正規定並びに附則第四條の規定並びに附則第五條中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十五條第一項の改正規定(「第十三條」を「から第十三條まで」に改める部分及び「第十二條第一項」の下に「及び第十二條の二」を加える部分に限る。)及び同條第二項の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(新法第十九條の二の適用に関する特例)

第二条 この法律の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間における改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。)第十九條の二の規定の適用(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五條第一項の規定により適用される場合を含む。)については、新法第十九條の二第一項中「衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者」とあるのは、「衛生管理者」とする。

(免許に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の労働安全衛生法第七十二条第一項の規定により与えられた免許は、新法第七十二条第一項の規定により与えられた免許とみなす。

(計画の届出に関する経過措置)

第四条 昭和六十四年七月一日前に開始される新法第八十八条第五項に規定する労働省令で定める工事の計画の作成については、同項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年五月二二日法律第五

五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定(労働安

全衛生法の目次の改正規定、同法第一条、第三条第一項、第二十八条及び第六十四条の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定並びに同法第六十六条第一項の改正規定に限る。)、第二条の規定並びに附則第四条から第六条までの規定及び附則第八条の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十五条第三項の改正規定中「第六十四条」を「第六十五条」に改める部分及び「第六十八条」の下に「第七十一条の二」を加える部分並びに同法第十四項の改正規定中「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に改める部分及び「第七十条の二第二項」の下に「第七十一条の三第二項、第七十一条の四」を加える部分に限る。)は、平成四年七月一日から施行する。

(労働安全衛生法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に労働安全衛生法第八十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第四項の規

定による届出があつた計画については、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。)第八十九条の二第一項の規定は、適用しない。

第三条 新法第九十九条の二及び第九十九条の三の規定は、この法律の施行の日以後に発生した労働災害について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年十一月一二日法律第

八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成六年一〇月一日)

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措

置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審

議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたも

のとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成五年一月一九日法律第

九二号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年一月一日法律第

九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第四十条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成六年政令第四〇〇号で平成七年一月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成八年六月一九日法律第八

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年十月一日から施行する。

ら施行する。

(産業医の要件に係る経過措置)

第二条 事業者は、平成十年九月三十日まで
の間は、この法律による改正後の労働安全
衛生法第十三条第二項の規定にかかわらず、
同項に規定する要件を備えた者以外の医師
を産業医とすることができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経
過した場合において、この法律による改正
後の規定の実施状況等を勘案し、労働者の
健康の保持増進等を図る観点から、当該規
定について検討を加え、必要があると認め
るときは、その結果に基づいて所要の措置
を講ずるものとする。

附 則 (平成一〇年九月三〇日法律第

一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日か